

株式会社シルバーレスキュー

指定特定福祉用具販売(指定特定介護予防福祉用具販売) 運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社シルバーレスキューが開設する介護事業部(以下「本部事業」という。)は、指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売等」という。)の事業を行うものであり、要介護状態になった場合においても、お客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け調整等を行い、特定福祉用具等を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する法の負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業部は、次に掲げる基本方針に基づいて事業を運営する。

- 1 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 指定特定福祉用具販売等は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する方の負担の軽減に資するように適切に行う。
- 3 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する指定特定福祉用具等を販売する。
- 4 自らその提供する指定特定福祉用具販売等の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 正当な理由なく指定特定福祉用具等の販売を拒まない。

(事業部の名称及び所在地)

第3条 本事業部の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 シルバーレスキュー株式会社
- 2 所在地 熊本県天草市本渡町本渡 2578-6

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業部の従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、利用申し込みに関する調整、業務の実施状況の把握その他の一元的な管理及び業務遂行のための従業者に対する必要な指揮命令を行う。
- 2 専門相談員 2名以上
専門相談員は、利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防並びに利用者を介護する方の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の販売を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業部の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。(但し、国民の休日、夏季休暇(8月13日～8月15日)及び年末年始(12月31日～1月4日)は休業日とする。)
- 2 営業時間は、営業日の午前8時30分から午後5時30までとする。

(指定特定福祉用具販売等の提供方法)

- 第6条 1 指定特定福祉用具販売等の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規定の概要、福祉用具専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
- 2 指定特定福祉用具等の販売にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に関わる同意を得るものとする。
 - 3 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛星状態等に関し、点検を行う。
 - 4 指定特定福祉用具販売等の販売の提供に当たっては利用者の心身の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
 - 5 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売等が位置づけられる場合には、当該計画に指定特定福祉用具販売等が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講ずる。
 - 6 居宅サービス計画が作成されていない場合には、施行規則第71条第1項第3号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に関わる特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。
 - 7 通常の事業の実施区域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売等を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に関わる指定居宅介護支援事業所等への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じる。
 - 8 指定特定福祉用具販売等の提供を求められた場合には、その方の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
なお、被保険者証、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して指定特定福祉用具販売等を提供する。
 - 9 専門相談員従業者は、身分を証する書類を携行し、利用者またはその家族からこれを求められた場合には、これを提示する。

(取扱品目)

第6条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 1 腰掛便座
- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3 入浴補助用具

- 4 簡易浴槽
- 5 移動用リフトの吊具の部分
- 6 スロープ
- 7 歩行補助杖
- 8 排泄予測支援機器

(指定特定福祉用具販売等の販売費等)

第8条1 指定福祉用具販売等を提供した際には、介護保険法第44条第3項(又は第56条第3項)に規定する現に当該指定福祉用具の購入に要した費用の額の支払いを受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払いを受けた場合には、当該指定福祉用具販売事業所の名称、提供した指定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書、領収書、当該指定福祉用具販売のパンフレットその他の当該指定福祉用具の概要を記載した書面を利用者に対して交付する。

3 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- ① 通常の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売等を行う場合の交通費については実費を請求する。
- ② 指定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用。
※大型車輛又はクレーン等を事業所がレンタルで使用した場合の費用。
但し、以上2項目の利用者負担については、あらかじめ利用者又は家族に対し、そのかかる費用の説明を文書により行い、同意を得る。

(サービス提供の記録)

第9条 指定特定福祉用具販売等を提供した際には、当該指定特定福祉用具販売等の提供開始日及び終了日並びに種目及びその他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した文書またはこれに順ずる書面に記載するものとする。

(通常の事業実施区域)

第10条 通常の事業の実施区域は、天草市・上天草市・天草郡とする。

(利用者に関する市町村への通知)

第11条 利用者が正当な理由なくして指定特定福祉用具販売等の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき又は偽りや不正行為によって保険給付を受け又は受けようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

(秘密保持)

- 第12条
- 1 従業者は正当な理由なく、その業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らさない。また本事業部の従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知りえた秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第13条 居宅介護支援事業所またはその他従業者に対し、利用者に対して本事業部によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することをしないこととする。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第15条 1 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 店舗の設備及び備品について衛生的な管理に努める。

3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

④ 研修内容についても記録する。

(掲示及び目録の備え付け)

第16条 1 事業部の店舗の見やすいところに、運営規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 利用者の特定福祉用具の選択に資するために、取り扱う特定福祉用具の品目及び品目ごとの利用料その他の重要事項が記された目録等を備え付ける。

(記録の整備)

第17条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備し、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第18条 1 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、その都度当社の規定に基づいて定めるものとする。

2 事業所は、適切な福祉用具貸与等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第19条

1、本事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊厳に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定福祉用具貸与事業所は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に必要とする処置を講ずる。

2、虐待防止のための指針を整備する。

3、虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「委員会」とする。)を年に2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知の徹底を図る。

① 委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。

② 委員会は管理者を含む、複数の職種で構成する。(管理者、福祉用具専門相談員、看護師等)

③ 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

4、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する。

① 従業者に対し、虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定福祉用具貸与事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

② 年2回定期的な研修を行うとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

③ 研修内容についても記録する。

5、上記1～4を適切に実施するため担当者を置く。

担当者 濱崎又幸

(業務継続計画の策定等)

第20条

1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2、事業所は、条業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則 この規定は令和4年3月16日から施行する。

附 則 この規定は令和5年8月7日から施行する。

附 則 この規定は令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規定は令和6年11月1日から施行する。